

2016年2月23日

原子力規制委員会

委員長 田中俊一様

委員 石渡明様

〒790-0003 松山市三番町 5-2-3 ハヤビル 3F

伊方原発をとめる会

事務局長 草薙順一

申し入れ書

—伊方原発周辺の活断層調査を推量による判読で済ませてはならない—

12万年以降の佐田岬半島の隆起と活断層の存在を検証する上で、中位の海成段丘は重要な指標です。四国電力が原子力規制委員会に示している資料によると、伊方原発の東から JR 串駅付近まで、高位の段丘（H3 段丘）は分布するが、中位の段丘は分布しないとされています。

しかし、分布するとされる H3 段丘の段丘堆積物について四国電力に質問したところ、「範囲が狭く線的に調査している」、「数も少ない」、「高さや地形から判読したもの」、「赤色土は確かめられていない」、「段丘堆積物」と「岩石学的特徴の記載記録」は存在しないとの回答です。（四国電力の回答については、2016年2月12日四国電力原子力本部における申し入れ時の回答ならびに、2016年2月18日原子力本部広報グループリーダー高橋嘉秀氏から当会事務局次長への返事から）

四国電力が類推によって高位海成段丘と「判読」したものが、もし中位海成段丘であった場合には、その高度差が顕著であれば、活断層の存在を疑わねばなりません。

については、下記の点を緊急に申し入れます。

記

- (1) 四国電力に対し、推量に基づく「判読」ではなく、徹底した段丘の調査によって確実な証拠を示すよう要求してください。
- (2) 伊方原発から東の JR 串駅までの範囲で、四国電力が高位段丘としている「H3 段丘」は、高位段丘である確実な証拠がない現状であり、原子力規制委員会として徹底調査を行ってください。
- (3) 原子力規制委員会として、科学的事実に基づかないまま、活断層がないと断定しないでください。

以上

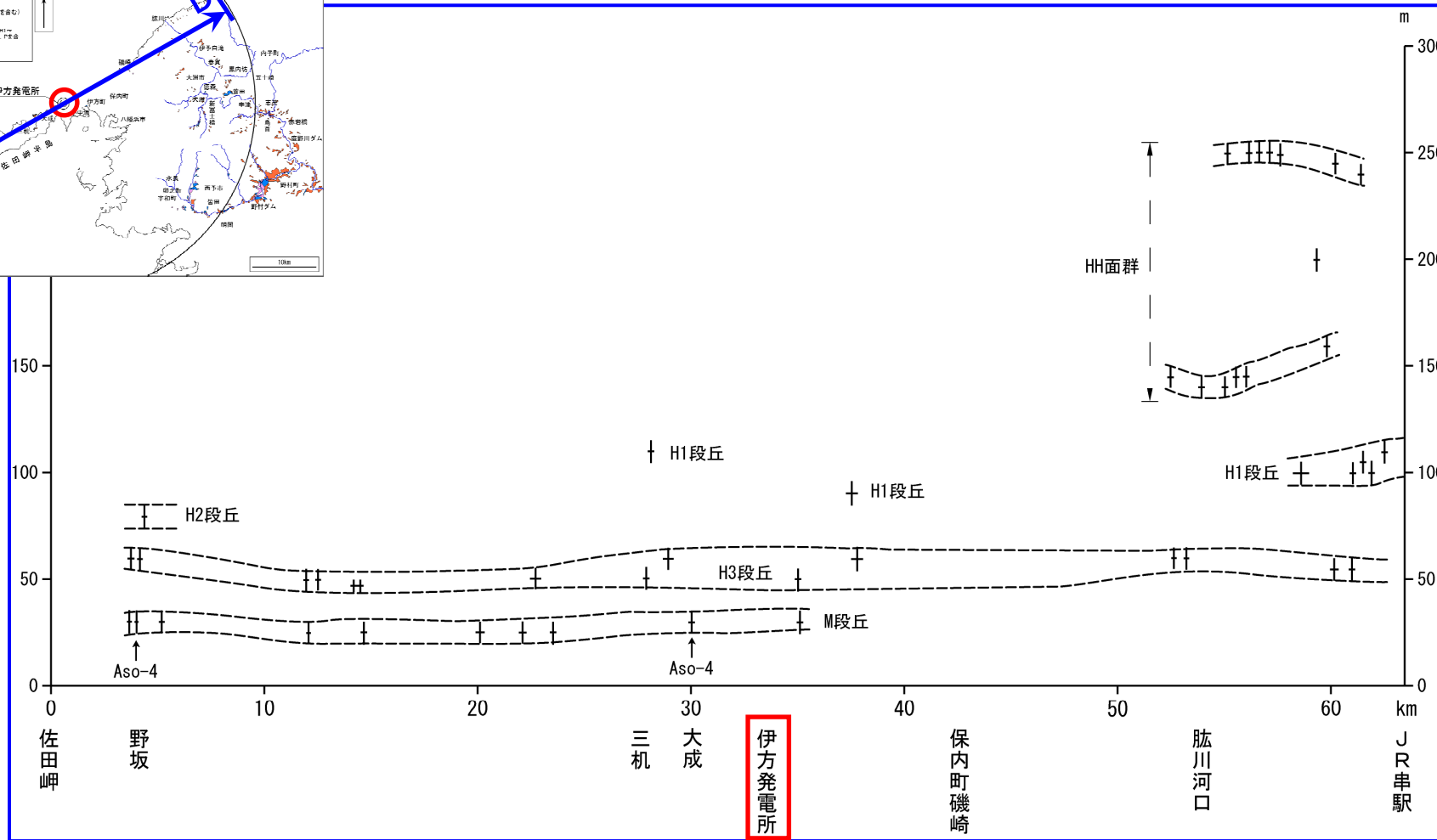
佐田岬半島沿いの段丘面高度

WG3第16-2-5号

「肱川沿いの段丘について」2009/4/21

四国電力より

○伊予灘沿岸部に佐田岬半島に沿って配列する海成段丘面に急な高度差はみられない。



A

B